

仕 様 書

1 委 託 名 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託

2 履行期間 令和7年（2025年）4月1日から
令和8年（2026年）3月31日まで

3 履行場所 草加市谷塚上町447番地 谷塚浄水場

4 支払方法 業務完了月払（年12回払 4月から3月まで 毎月）

5 受注者の義務

受注者は、電気事業法の規定により定めた保安規程、草加市水道事業自家用電気工作物保安規程及びその他関係法令を遵守しなければならない。

6 委託内容

(1) 谷塚浄水場の設備容量は次のとおりとする。

高圧受電 6600V、常用予備2系統

設備容量 400kVA

※主要変圧器は一次側が高圧

(2) 電気工作物の設置又は更新の工事等について、必要に応じて設計の審査、工事中の点検及び工事の検査を行い、工事に関する指導を行うこと。

(3) 別表のとおり日常巡視点検（毎月2回以上）を実施し、専門業者による精密点検に立ち会うこと。なお、精密点検は平日日中に行う。

(4) 受注者は、日常巡視点検、精密点検（立会い）の報告書を作成し、業務完了後、発注者に提出すること。

(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令の技術基準に適合するよう指導を行うこと。

(6) 電気工作物の設置等に関し、発注者が行う届出又は報告について指導を行うこと。

(7) 電気工作物に事故又は異常が発生した時の応急措置の指導を行うとともにその原因を調査し、再発防止の指導を行うこと。

(8) 電気事業法に規定する立入検査に立ち会うこと。

7 その他

- (1) 受注者は水道法第21条に定める健康診断結果を年度始めに速やかに提出すること。その後、およそ6か月後に再度健康診断を行いその結果を発注者に提出すること。
- (2) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (4) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (7) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

8 問合せ先

草加市上下水道部 水道施設課 浄水場係
電話 048-924-3807（直通）

電気 工作物		日常巡視点検
		毎月 2 回以上
		点検項目
引込 電線 路	電線 支持物	電線の高さ並びに他の工作物及び樹木との距離 標識及び保護柵の状況
	ケーブル等	ケーブルヘッド、接続箱及び分岐箱の接続部の損傷、腐食及び過熱、接地線の確認 標識物との離隔距離
受電設備・ 配電設備	断路器	過熱、変色、ゆるみ、汚損及び異物付着 接触状態
	遮断器 負荷開閉器	外部の損傷、腐食及び過熱 点灯及び指示器の確認
	母線 ケーブル 電線路	外部の損傷、腐食、過熱、変色及び異臭
	変圧器	外部の損傷、腐食、過熱、振動及び異音 取付状態
	計器用変成器	外部の損傷、腐食、過熱、変形及び異音 ヒューズの状態
	配電盤	表示灯及び計器の状況 開閉器の操作確認
	進相コンデンサ	外部の損傷、腐食、過熱、変形、振動及び異音 取付状態
負荷 設備	電動機 その他回転機	過熱、異音及び異臭
	照明設備	汚損及び異音 点灯の確認
	配線	開閉器の塵埃及び湿気
蓄電池		液面、沈殿物及び色相 極板及び隔離板の損傷及び湾曲 端子のゆるみ